

一般社団法人エレクトロニクス実装学会 学会誌等の投稿規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 5 月 25 日改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という）の学会誌等に投稿する際に遵守すべき事項について定めることを目的とする。

2. 前項の「学会誌等」とは、「エレクトロニクス実装学会誌」（以下、「学会誌」という）と「Transactions of The Japan Institute of Electronics Packaging」（以下、「英文論文誌」という）を指す。

(投稿者の資格)

第 2 条 学会誌の投稿代表者は、本学会の正会員または学生会員でなければならない。

2. ただし前 1 項に関わらず、本学会の編集委員会で認めた場合は、この限りではない。

3. 英文論文誌の投稿代表者は、本学会の正会員または学生会員に限らず投稿および掲載できる。

(著作権)

第 3 条 本学会の学会誌および英文論文誌に掲載された内容の著作権は本学会に帰属し、別に定める「著作権規程」による。

(投稿原稿の再掲載)

第 4 条 この規程でいう投稿原稿の種類については、別途定める「学会誌等投稿規程の運用細則」で定め、本学会の学会誌および英文論文誌に掲載する投稿原稿は、原則として、いずれも印刷物または電子的媒体として未発表、あるいは公共性の高いプレプリントサーバ等に掲載されたことがないものに限る。

2. ただし前項に関わらず、第 5 条に定める二重投稿禁止に記載の例外文献および、編集委員会が認めたものはこの限りではない。

3. 第 1 項に関わらず、本学会の英文論文誌に掲載後 1 年以内であれば、和文に翻訳して本学会の学会誌に投稿ができる。ただし、投稿時に「英文論文誌に掲載された論文の和訳である」ことを明記すること。

4. 第 1 項に関わらず、本学会の学会誌に掲載後 1 年以内であれば、和文を翻訳して英文論文として英文論文誌に投稿ができる。ただし、投稿時に「学会誌に掲載された論文の英訳である」ことを明記すること。

(論文の二重投稿の禁止)

第 5 条 既発表または投稿中の文献と同一内容または極めて類似した内容を、同一著者もしくは少なくとも 1 名を含む著者として、「学会誌等投稿規程の運用細則」で定める論文として投稿してはならない。

2. ただし前項に関わらず、既発表または投稿中の文献すべてが、以下の第 (1) 号かつ第 (2) 号の両方の条件を満足し、かつ、(脚注や参考文献の形で) 論文中で適切に引用されている場合は、例外として二重投稿にはあたらないものとする。

(1) 該当文献が著作権について、他の著者による既発表の文献と同一のまたは極めて類似した内容ではない、および自らの著作物であっても本学会以外の組織が著作権を有していて本学会に著作権譲渡ができないなどの著作権上の問題がない

(2) 該当文献が以下のいずれかであること

- ① 特許公開／公告公報等
- ② 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
- ③ 本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等
- ④ 本学会の学会誌に投稿する場合で、英文論文誌に掲載後 1 年以内に和文に翻訳したもの
- ⑤ 本学会の英文論文誌に投稿する場合で、学会誌に掲載後 1 年以内に英文に翻訳したもの
- ⑥ 企業の技報等
- ⑦ 新聞記事等
- ⑧ 公共性の高いプレプリントサーバ等に含まれる文献

(二重投稿に対する罰則)

第 6 条 投稿原稿に対して、二重投稿の疑いが生じた場合、編集委員会では、他学会等と連絡をとり調査する。調査の結果として、編集委員会が二重投稿と判断した場合は、以下の処分を科す。

- (1) 投稿論文に対する即時の不採録
- (2) 投稿原稿の全著者に対する処分決定後 1 年間の本会の全論文誌及び学会誌への投稿禁止
- (3) 二重投稿先に対する周知
- (4) 掲載後に発覚した場合は、掲載取消の周知文を学会誌（冊子体及び Web）に掲載

(著者の責任)

第 7 条 掲載された原稿の内容に関する責任は、著者が負うものとする。

(投稿方法・査読)

第 8 条 投稿原稿の書き方及び投稿方法、査読および著者校正の詳細規程については、別に定める「学会誌等投稿規程の運用細則」による。

(投稿等料金)

第 9 条 本学会の学会誌または英文論文誌への投稿及び別刷り料金については、別に定める「学会誌等投稿規程の運用細則」による。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。